

「長野県」調査委員会設置要綱

(目的)

第1 県民に疑惑や不信を招いた長野県政の問題点について調査を行い、その問題の事実関係と生じた原因を明らかにするため、「長野県」調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行い、知事に対して提言を行う。

- (1) 長野冬季オリンピック招致委員会会計帳簿紛失問題等同オリンピック全般について問題となっている事項
- (2) 長野県財政悪化問題に関する事項
- (3) しなの鉄道株式会社設立経過問題に関する事項
- (4) その他県民に疑惑や不信を招いた長野県政の問題に関する事項で知事が指示する事項及び前3号に関連する事項で委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、社会問題に対する高い問題意識と調査能力を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(会長等)

第4 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、参考人として委員以外の者の出席を求め、事情聴取することができる。

3 委員会に事務局及び事務局長を置く。

4 委員会に、総務担当を置くことができる。

(部 会)

第6 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

6 第4第3項及び第5の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第4第3項並びに第5第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5第2項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(作業グループ)

第7 委員会又は部会に、作業グループを置くことができる。

2 作業グループの分担は、委員又は部会に属する委員の協議により会長又は部会長が指定する

(専門委員)

第8 専門の事項を調査検討するため、必要があるときは、委員会及び部会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、社会問題に対する高い問題意識と調査能力を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときは、解職されるものとする。

(公表等)

第9 委員会、部会及び作業グループの調査方針の討議、出張しての資料収集及びヒアリング並びに調査結果の討議などは非公開とする。

2 委員会での参考人の事情聴取及び調査終了後の報告書作成作業の討議は原則として公開とする。ただし、会長は、非公開を適切と考えた場合及び参考人が公開することを望まない場合、委員会に諮った上で非公開とすることができる。

3 非公開の委員会、部会及び作業グループの議事録及びそこで収集した調査資料（調査結果を含む。）は、調査に差し支えがなくなった時点で、これを公開する。ただし、個人のプライバシーに属する事項は非公開とする。

(守秘義務)

第10 委員は、委員会の調査又は活動により知り得た事項のうち、プライバシーに関わる事項及び発言者又は資料提供者が秘匿することを特に望んだ事項につき、守秘義務を負う。その職を退いた

後も同様とする。

(補 則)

第11 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年2月27日から施行する。

平成 17 年 1 月 12 日

帳簿処分の調査についての
一部報告 と 情報提供のお願い

「長野県」調査委員会

昨年 3 月からの約 10 ヶ月にわたる調査で、帳簿処分の問題については、そのおおよその輪郭が掴めてきましたが、肝心のところで、それぞれの当事者から未だに明確なご返事がいただけれておりません。

そこで核心となる部分について、私どもの調査の一部を公開し、県民の皆様から、「それはおかしい、実際はこうだ…。」とか、「そのとおりだ、こんな事実もある…。」といった情報をお寄せいただければ、との気持ちから、これまでの調査の経過を、ごく一部で、しかも概略ではありますが、ご説明申し上げるものです。

(1) なぜ 帳簿を処分したのか？

帳簿処分の理由としては、「保管する場所がなくなったから…」とか「教育委員会に問い合わせても、指示がなかったから…」と説明されているようですが、どうやら実際のところは、残しておくとはズイから処分したのではないかとと思われるのです。

その理由は次のとおりです。

昨年 3 月、当調査委員会が収集した資料の中から、招致委員会の「支出記入帳」と見られる資料のコピーが発見されました。このコピーの原本が正規の支出記入帳だとすると、約 9 千万円の使途不明金があり、決算をごまかしていることとなります。

だから「残しておくとはズイ」から、処分したとも考えられます。

もし、疚しいところがなく、ホントに「つい処分してしまった、これは大変なことをした。やはり残しておくべきだった。」と思ったのなら、招致委員会の銀行口座は八十二銀行にしかないようですから、八十二銀行に頼めば、ある程度の帳簿の復元はできた筈です。

そこで、県民の皆様へのお願いです。

- a. 発見された「支出記入帳のコピー」の一部の写しを、添付しました(添付資料 A)。
このコピーについては、私どもは、ホンモノの支出記入帳をコピーしたものだろうと考えていますが、もし「それはホンモノではない。」という情報、あるいは逆に、「これはホンモノだ。」という情報をお持ちの方がいらっしゃれば、是非ともお教えいただきたいのです。

註: この「支出記入帳のコピー」の個人名などは、プライバシー保護などの観点から消してあります。また、この資料の全部については、分析作業の関係上、正式報告まではその公表を差し控えさせていただきます。

- b. 上記コピーがホンモノの写しだとすると、約 9 千万円の使途不明金があることになります。理由は「資金前渡による現金の出＝約 2 億 2 千 5 百万円」と「返却された残金＝約 1 億 3 千 5 百万円」の差が約 9 千万円となるからです。
- 具体的な資料で示しますと、「㊦第 97 次 IOC パーミンガム総会招致活動概要」(別添資料 B)が発見されていますが、ここにはパーミンガムでの使用経費の全部が記載されているはずで、この資料の項目番号に記載されている金額と、先ほどの支出記入帳に手書きで㊥・㊦・㊧などの番号が付されている金額とがほぼ一致しておりまして、両者を突き合わせますと、前渡し金の未返却が約 9 千万円あることになります。
- この約 9 千万円について、「それは使途不明金ではない。使い道と金額はかくかくしかじかだ。」という具体的な情報、あるいは逆に、「うち△千万円については、当時は名前が出せなかったが▽▽に渡した。」などの情報があれば、お寄せ願いたいのです。

(2) 帳簿は、いつ処分されたのか?

この帳簿がいつ処分されたのかについて公式な説明はありませんが、大方は「平成 4 年 3 月 31 日に処分した」と理解されているようです。しかし私どもの見るところでは、「住民グループからの住民監査請求に対応する準備期間中の、平成 4 年 7 月 20 日以降ではないか。」と思われます。

その理由は、先ず住民監査請求の対策会議(平成 4 年 6 月 17 日～)で、県の職員が先ほどの「㊦第 97 次 IOC パーミンガム総会招致活動概要」を作っています。この資料は、帳簿が残っていないとできない資料でありまして、この明細資料が作成されているということは、この時点では帳簿が残っていたことを示すものであろうと思うからです。

そして県の監査委員による事務監査が、同年 7 月 20 日から始まりました。この時、帳簿が残っていないと監査ができないわけですから、この監査が行われていたということも、この時期までは帳簿が残っていたことを示している、と考えるのが自然でしょう。

この関係を時系列で示したものを、併せて添付しておきました(別添資料 C)。

そこで県民の皆様へのお願いです。

- c. 大方のご理解のように、「平成 4 年 3 月 31 日の、帳簿処分の現場におられた方」、あるいは逆に、「その後も、帳簿を見たことのある方」は、是非名乗り出てください、事実を教えてください。

(3) 寄付金の集め方は、実際には「割り当て」ではなかったのか?

私どもの調査の過程で、県民の一部の方から「あの時の寄付集めは、事実上の割り当てのようだった。」との声がありました。

調べてみますと、「長野県スポーツ振興協力会」などの名前を使っていますが「県外募金応諾入金状況」(添付資料 D)などの一覧表があり、県の職員が率先して募金の目標額を定め、その入金状況のチェックを行っていた形跡があります。

もしこれが事実上の割り当てだとすると、「地方公共団体は、…住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄金(これに相当する物品を含む。)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなどくをしてはならない。」と定めた地方財政法(第 4 条の 6)に違反することになりかねません。

要は県民の皆様が、その時の寄付金の集め方を、どのように受け止めておられたのかが大事な
ことだろうと思います。

そこで県民の皆様、特に出営業の方や企業の関係者の方へのお願いです。

d. あの時の寄付金の集め方は、「全く自然体で、割り当てのような感じはしなかった。」のか、
それとも、「殆ど強制的だと受け止めた。」のか、ご記憶の範囲で教えてくださると大変参考
になります。

以上の4点のほかにも、経費の使い方など「これはケシカラン…」といった情報について、県
民の皆様のお力を借りたく存じております。

お寄せいただける具体的な情報がありましたら、この2月10日までに、下記に封書またはメ
ールを頂戴いたしたく存じます。

<情報連絡先>

(封書の場合) 〒380-8570 (長野県庁専用郵便番号のため住所は省略できます)

長野市南長野幅下692-2

長野県経営戦略局信州ブランド戦略チーム内

「長野県」調査委員会会長 磯村元史 へ

(「親展」と朱書きの上でお送りください)

できれば今年の2月末頃までには、このオリンピック招致活動の疑惑につき、上記以外の調査
事項も含む報告書をまとめ、知事に提出したいと考えておりますが、その間、当時の県や招致委
員会の上層部の方々からも、事情を拝聴する予定であります。その際に、皆様からの情報が貴重
なものとなってまいりますので、ご協力のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

オリンピック招致活動の疑惑といえば、県の監査委員会が調べ、更に長野地検が捜査し、長野
地裁が判断した結果、「違法はない」とされております。従って、国内法上は「この問題は決着済
み」とされております。

もちろん、私どもも公的機関のご判断に異を唱えるものではありませんし、それ以上の調査が
できるとも思っておりません。

ただ、公的機関とは別の視点から、県民の皆様が「何となくモヤモヤ」しているものを取り除
く材料を提供できれば、との思いだけであります。

意のあるところをお汲み取りくだされば、幸いです。

<添付資料>

A. 招致委員会の「支出記入帳」と見られる資料のコピーの一部

B. 平成4年7月前後に作成されたと見られる「◎第97次IOCパージョージア総会招致活動概要」
(手書きの部分は原資料に記載のまま)

C. 当委員会が参考までに作成した「帳簿の処分前後の状況表」

D. 「県外募金応諾入金状況」(平成3年1月23日現在)

(以上)

責任だと思 で、なぜ、そういう否弁をしたのか、だってただありませんだけで、では
は選挙委員会を解任したというけれども解任した時に解任の書類をどうやって置いたと置いたと置いたと置いた

ののか。
ありませんだけじゃそれは否弁にならんとと思う。私は、なぜそういうあまいな否えをしてきて
のか、これは知事も置いているようにある人たちはオリンピックという団体だからというから
だったというけれども、それは県民の中にはいろんな考えの人がいると思う。
県がやろうとしている事に全く反対の立場を取るとする者もいると聞きます。それにしても
県民の中の一員であるには問題ないわけなんです、やはり、それが悪いともあつたらうよ
うな質問をしてきたりやはりこれに対しては親切に他の者が聞いてもあつたらうよ
うな質問をしてきたり、うなずける否弁をやるときにはなかつたらうよ、ななでそ
ういうあまいな否弁をしてきたのか、しかもです、つい最近になって知事は何かのマスコミの
何か何かに答えているが、どうもこれは解任しちたらしいとこういつたのを何かの新聞に
載ったとあつたらうけれども、そういうことを合になつて解任された事があったのか、いつた今までど
うにか聞いておいたけれども、面談になつたから最近になつて解任されたのかその経過をもうちょっと
詳しくに説明いたしたい。

総務部長

申し上げますと、先週申し上げましたように県民連盟の内容がその県民連盟、県民連盟の専断
あるかどうか、それからどこが保留しているのか等知しているかどうかという懸念が置かれて
おいてストリートにお答えをした結果が先週申し上げましたとおりの回答になりました。
その懸念をいたしましたので、まず同じ公認問題、それから公認問題でこれからはNACCにも来て、それから
8月の20日に公認問題、それからもう一つ問題でございまして、その公認にストリートにお答えす
所、それから市にもいづれもそういう問題でございまして、その公認にストリートにお答えす
ると、「ありません」、「分りません」という否えになる。したがってそういう回答、そういう回答
であるいは公認問題でありましたから回答も「分りません」、「ありません」とそのような懸念の
えになつてきますという事でございます。

県上議員

総務部長の否弁というのは返答を得せしめるには不十分である。
これははっきり申し上げておきます。それはなるほどあるか、どこかにあつたらある場所を
てくれといつたから無いて書つた。知りませんが、それはなるほど公認に對する否弁とし
ては一部成立するから無いて書つた。しかし問題はそういう事を知りながら公認の真意はど
こにあるかということも県民の一員であるから、こういうことを聞いてきた真意と云うものは
あるから、内意を知りたいんだらうよとこれは誰だつて居る。
それ、どこかにあるか無いか聞いてきたから無いて書つた。どこかにあるか無いて書つた
て書つたから無いて書つた。これではね、やはり県民を納得させる否弁にはならぬので、
は、これは非常に不十分で完全に納得できない。できないけれどもね、こりもう聞いて書い
はしようがないけれど、正直に聞いてくるまで返答するつもりで書つておいておいておいて
當に無いかどうか、そりどうぞ。

源上委員
総務部長の否弁は、それなりにつじつまを合わせようとしておられると聞きますが、それなら県に
の一部からそういうものを公開してほしいという要請があつたとき「ありません、しりま
せん」ではこれはあまりにも強口上というかなんかいかにも強いているという印象を、新聞に
たり聞いたりする県民に与えた事は事実である。

私も何かいいじゃないかと思う。今部長が言うように全ての責任を降りたし交付金は正当に
れて選挙も交付金の承認にらなつた。と云うならばそれならさうな後ろめたい懸念をならなく
つと懸念と、これこれこうゆうふうゆうゆうに処理してこうなつて一切が処理できたので今
つておられますが、これこれこうゆうふうゆうゆうに処理してこうなつて一切が処理できたので今
ども、草々と説明しないだけでなく、私が最初に申し上げた2月末の知事と連盟の間の知事
要請した時にも、それはないという事であつた。それはちやうど無責任なもので、一応今無
説明に付いては総務部長の否弁を一緒に聞いておく。

この事について選挙委員会もいろいろのお尋ねしておきたいと思つたが、選挙委員会は県民
交付した団体等に交付したその金の使い方、使いだ内閣について選挙と云う事をしてあるか
選挙委員会の懸念についてお尋ねします。

選挙委員会委員長

選挙委員会としては、自治法にもとづきまして三年間の支出する団体、あるいは補助金、
し交付金等の別当補助金を与えている団体等について、選挙執行委員会を作りましてそれは県選
助金等を出している団体等が支出するもので、そういう標準を作つてその多くの団体の中から選
40団体くらい選挙を募集してあります。

一時的に召れておられます財政補助団体に対する選挙でございまして、交付金でござい
し、今お尋ねのありました黒野冬季オリンピック担当委員会に對しては、交付金でござい
で、今お尋ねいたしましたような財政補助団体、あるいは財政補助に該当するかどうか問題になる
私どもの判断をいたしました。これは財政補助に該当しないといふふうな判断をいたしましたので、この
体に対しては選挙を募集してあります。

また、今までの選挙委員会の懸念をいたしましたし、交付金につきましては選挙は実施してあり
せん。

源上委員

選挙委員会が保留を支出した団体等のその交付金でも補助金でも各面は送つたけれどもよく
であることは事実なんです。
その県費を支出した金の、どう正当に使われたかどうかということの調査もしていないこと
をいふけれどもそれは、交付金だからしなかつたかどうかというそればかりでなく、しかも
なれば、お尋ねの選挙委員会がそういう懸念をもち、それではお尋ねするつもりは無
ち、しかし、お尋ねの交付金でも県に5億円と云う県費を交付した以上は、その金が交付した目的に
用されておるかどうかという懸念は選挙委員会の懸念としてやるべきではないかと思
これは、選挙人の考えだから今後十分検討してほしいと思つた。

そこで選挙委員会にお尋ねするけれども、どうして県はそういう団体等に對して、今私
してお尋ねした懸念を聞いておられるか、どうしてと云う疑問にやならなかつたのか。「ありません」
「どこにあるか知りませぬ」これじゃ、仮にも県民の一員として疑問した者に對して、あまりにも

選挙部長

先程申し上げましたように、選挙の経過中でございますので、そういう回答が正しいと思ってい
る訳ではありませんが、ただ先程申し上げましたように私ども関係者にお聞きをしました。
どうも関係者の話を総合いたしますと選挙委員会を解散した段階で目的は完了したというこ
とで選挙関係は整理された、その整理のされた書類の中にそういう書類が含まれておったというよ
うに推測せざるを得ないと言っているのが私どもの判断で関係者もそういう事を言っていますので多分そ
ういう事だろうというふうに、私どもは信じている訳であります。

池上委員

今になり選挙部長がそんな意味の答弁よりできないと思うけれども、できないと思っ
けれども知事も同じ言うように、県民に親切な県政だというからには、県民に対してま
と親切でなければいけません。

県民に親切ということ、選挙の時のスローガンに掲げられても、選挙が終わると、選挙
というものを避けて県民に対するその根本的態度に県民に対する親切さがなくなるとい
うものに対して、選挙の時に選挙の第一として質問してきた人たちの気持ちをくんで、不十分でも何と
も県民に対する親切という事をすべきだと思はる。

これは私の意見だから申し上げておきますけれども、そこでどの事をいつまでもいっちゃあ
か納得できるような態度のある回答をすべきだと思はる。

これは私の意見だから申し上げておきますけれども、そこでどの事をいつまでもいっちゃあ
し分けなければ、やらなければいけません。県の方針だと書いて新聞記事を見れば
やすと県の職員も50名ばかりかそこそこ一回すという方が、県の方針だと書いて新聞記事を見れば
も、正と正と選挙に私も県職員としてそういうことを何と聞いているけれども、
オリンピックが終わり県の方針で選挙に果の職員を50名も選挙委員会の方に回しているの
どうかそれじゃその他の部門の県政の執行力は差支えないのかどうか。

そうゆう点も考えようとして選挙委員会がどうも色々と書かれてくるさい知らんけれども、
ちたおうるさい考えなければいけません。

本場に役人は、自分のやりたい事をやって、誰か何もいわねえんが、ちよろい事せなこと
は無いわけだからだとしてもそれは、私は許さない。少なくとも50人も職員を動かして、選挙委員
会の方へ回すならば、こっちは内閣関係の県の当然行なわれなければならないし、選挙委員
ないかどうかがその点を一つ取ってみても、今は選挙はオリンピックのためにやっているんだか
ら、何かあると選挙が止っていろんと言っているように、選挙はオリンピックのためにやっている
私は、そりゃオリンピックが大変だけれどもより大事なのは、長野県民全体の生活の安定と福祉
の増進、それを忘れてしまっているように、選挙がやれば新聞でもテレビでも選挙行列やキャラを
れが一審中かやいでいようが、選挙がやれば新聞でもテレビでも選挙行列やキャラを
映してくれるからそういう事はやりやたら、選挙で人々の影に隠れておいて県民のために
おるようなそういう実質的な仕事というものは、感じられる県政というものはあると思
その50人をどこから持ってきて増やすのか、県職員は減らさなくても、後一般の県に
は差支えないかどうか。

人事部長、今後はどうか行くつづければいいけれども、いろいろうちと人と人事部長の関係を断きたい。
人事部長、今後はどうか行くつづければいいけれども、いろいろうちと人と人事部長の関係を断きたい。

人事部長

お返でございますが、県にはいくつかの大きなプロジェクトがございます。
ご承知のように、オリンピックは大きなものでございますが、その前にオリンピック道場の建設
人事部長、今後はどうか行くつづければいいけれども、いろいろうちと人と人事部長の関係を断きたい。

とか、バラリ、バックには、先般終わりました信州博覧会とか、それから新幹線の関係、それ
から空港建設、高尾道場といった大きなプロジェクトがございますが、こういった大きなプロ
ジェクトが将来的に、人員がどんなに立っていかという長期的な見通しに立って人員配置をしてい
わけて、その中でオリンピックがどんな人が増えたり減ったりして、ご承知のように、
博覧会は今年終わりましたし、また、新幹線の用地交渉にかなりの人を配置してありますが、
れもかなり事業が進んで、かなり送り込んだ人が戻ってくるのかいろいろその事業に
っては、今後縮小していくプロジェクトもあり、それから今後また増えるものもあるとい
ことでございまして、長期的な見通しに立って考えた場合には平成5年度が一応そういう大勢
プロジェクトのピークでございまして、来年以降は減少傾向になると、来年、さ来年と減っていく
それで平成8年、9年度オリンピックの関係で少し増えるということでございますが、いづれにか
たしまして、来年以降今年以上に人員が上回ることはない見通しです。

池上委員

まあ人事部長に聞いていたって今の様な答弁すると思つたんだ。それは、博覧会も終わつたしね、
戻はどこの部室になるって言うから。

そこでね、私も、私もどい事は言わないけれど、今私が尋ねた、そして答弁をもらつたけれど、
これだけのやり取りだけでも私も十分一切降りましてと言えない。

そういう何か返っているそういうものはある。おそらく県民の中にもそういうものがあると思
んです。あると思つた。

県はしかし、今後の県政執行のうえでもう少し切実な、知事選のときに知事が県民に親切にな
ていうスローガンだけじゃなくて、仮に知事がどんなに親切なつもりでも皆さんが本当に親切に
切に親切しなければ責任は知事ですよ。

これは、だからやはり今日は浦上の野郎本間に野郎の悪い質問をしたんで言うように願をして
いるのはこちらで見ていければわかるよ。

願はけれども、しかし、そういう気持ちが皆さんの中にわづかすかでもあれば今日私があえて質問し
て答弁してもらった意味を皆さんもよく解っておかない厄災です。

本場に分かっていけば、そりゃ選挙のこと選挙ではないにしてもでもですよ、5年間保存しろ、朝
新聞を保存しろといつて文書を付けてやった物を5年たたないうちにどこかにやっちゃた、する
かしちゃったと県民の中の団体からそれを罵ってこれと言ったら、「ありません」「知りません」
で返してきた、どうゆう態度を今後とも繰り返す事になる危険があるから申し上げておくんで選挙
委員の言っている本場に意味を解るかね、答弁してくれ。

選挙部長

ただ今指摘いただきました件につきましては、もちろん知事にかとお伝えをいたします。ま
同様に私もこれからオリンピックを準備する上で、これはあくまでも県行政の一部であるという感
覚のもとに自覚して参りたい。

総務部長、今後はどうか行くつづければいいけれども、いろいろうちと人と人事部長の関係を断きたい。

池上委員

今の選挙部長の言った事を正確に記録しておきな
役人というのは、後になるにああでもおねえ、こうでもおねえとごまかしちゃらごまかせない

長野県議会6月定例会総務委員会議事録 (オリンピック関係)

NO. 18

日時：平成11年7月6日午後1時30分

【下崎委員】

- IOCでは、この3月に理事会、総会が開催され、一連の招致問題について議論がされたようであるが、長野のことは最終的にどのように扱われたのか。
- ・ 3月15～18日までIOCの理事会、臨時総会が開催され、ソルトレークの招致問題に関連して何人かのIOC委員の処分が決定された。
長野の件については全く触れられなかったのが、念の為、JOCを通じIOCに確認してもらったところ、「長野の件については、特段問題となる事実はなかった
ので、正式な議題にならなかった。」とのことであった。
- JOCでも「IOC問題プロジェクト」で継続調査が行われたようであるが、帳簿問題も含め、どういう判断がなされたのか。
- ・ JOCでは2月6～7日の長野での当時の招致委員会幹部6人からの聴き取り調査調査に続き、3月11日に長野で、当時海外でのIOC委員訪問に随行した招致委員会職員3人、事務方の最高責任者の市村事務総長、IOC委員が来長した時にアテンドしたフレンズクラブなど民間団体関係者2人から聴き取り調査を行い、更には、長野地方検察庁へ出向いての確認、また、白鳥画伯のお宅に寄って、日本画贈呈の経緯を直接確認した。
 - ・ これらの調査を踏まえて、JOCとして検討を重ね、3月23日に「IOC問題プロジェクト」の最終調査結果をまとめた。その概要は
 - ① 関係者からの事実確認では、IOC委員に対しての金銭の贈与や明らかに習慣の域を超える贈答品の提供、医療費、奨学金等の便宜供与などを行った事実は確認されなかった。
 - ② IOCのガイドラインに照らして一部に基準を超える来日、来長への対応の事実があった。
 - ③ 会計帳簿の処分については、市民グループから告発がなされていたが、平成7年3月28日、長野地方検察庁の不起訴処分の決定がなされた。
また、招致委員会への県交付金については、市民グループから返還を求める訴訟が提起されていたが、平成10年6月12日、最高裁判所の請求棄却の判決が下され、これにより日本の国内法上の決着を見ている。
 - ④ IOCに対しては、自己監視機能を持つことなど、IOC自らの改革の一層の推進と、開催都市の決定方法についての改善を要望する。

- IOCが3月のローザンヌ総会、6月のソウル総会で行った改革の内容は。
 まだ途上であるが、ソルトレークに端を発した今回の問題を反省して、IOCとしてもさまざまな改革を推進している。3月のローザンヌIOC総会、6月のソウル総会を通じて明らかになった点は、

3月総会

(1) 組織改革委員会の設置

・IOC委員45人 外部有識者36人 計81人

- ① IOC委員の選考資格について検討
- ② IOC委員の任期について検討
- ③ 2008年大会（大阪立候補）以降の開催都市選定方法

(2) 倫理委員会の設置

・IOC委員3人 外部有識者4人 選手委員会代表1人 計8人

- ① 倫理規定について検討
- ② 倫理規定違反者の調査及び理事会への処分勧告

6月総会で、倫理規定の骨子が提案採択され、長野など過去の招致委員会、開催都市は対象とならないが、これから招致、開催する都市については、倫理規定の尊重を求めることとした。

IOCメンバー、招致都市、組織委員会は以下の規定を尊重する。

- ① 直接間接を問わず、いかなる報酬・利益等を要求・受領または提供できない。
- ② 提供・受領できる贈り物は、各地の慣習に従い形式的なものとする。
- ③ もてなしは開催国の標準的なものを越えてはならない。
- ④ 収入・支出はその当事者の会計帳簿に記録すること。その帳簿は、会計原則に従って保存されること。

オリンピック憲章の改正：罰則規定の改正

- ・IOC委員の倫理規定違反者は、「追放・資格停止処分を受ける。」
- ・追放は総会で2/3以上の賛成、それ以外は理事会が決定する。

- IOCの倫理規定に会計帳簿の保存が規定されたのは、長野のことがあったからか。
 (・ そのように解釈している。

- 一定期間の保存が望ましいとしているが、その一定期間とは12月から3月までのような期間なのか、5年間なのか。
- (・ その国の法律、会計原則などによる期間と解している。
- IOC、JOCでは決着した招致問題だが、相変わらず判然としないのが帳簿問題である。2月県議会でも質問したが、誰が、どのような作業の中で処分したのか、もう一度その経過について説明してもらいたい。
- ・ 帳簿のことは大変重要な点であるので、関係者に何回も説明を求め確認したつもりである。
- (1) 招致委員会は厳正な監査を実施し平成3年10月4日解散したが、招致委員会事務局が使用していた市役所第二庁舎8階の倉庫には関係書類、パンフレット等が残されていた。
 - (2) 平成3年11月27日に組織委員会(NAOC)が発足して、組織委員会が必要とする書類等については順次組織委員会に引き取られたが、倉庫にそのまま残されていたものもかなりあった。
 - (3) 会計帳簿類については、各年度の監査終了後、段ボール箱に詰めて8階の倉庫に入れられていた。招致委員会の清算事務が最終監査を受け、全部完了したのは、平成3年12月3日であった。
 - (4) 招致委員会解散後、関係書類の取扱いについて検討されていたが、市村事務総長、山口事務次長などの事務方幹部の間では、関係書類は必要がなくなれば処分していくとの方針で一致していた。このことは平成3年11月17日付けの朝日新聞にも報道されている。
- その背景には、長野市でも、NAOCでも引き取らないし、招致報告書を作成し招致活動の克明な記録が整理できたので、いつまでも書類を取って置く必要はなくなったと判断したようだ。帳簿の処分については、知事や市長に相談したり、総会に諮ったり、決裁の手続きなどはされなかった。
- (5) こうした状況の中で、NAOCは事務局が手狭になったことから、県庁前の婦人会館に引っ越すことが決まり、旧招致委員会の倉庫も平成4年4月1日からは市の建築指導課の倉庫として使用することが決定されていたので、平成4年3月31日までに整理し、何も残っていない空の状態で市に明け渡すように求められていた。
 - (6) 平成4年3月30日に組織委員会と市オリンピック局は共同してNAOCの婦人会館への引越し作業を行い、倉庫にあった招致報告書、PR資料等、必要な物は婦人会館へ運搬したが、それ以外の物は不要なものとして運び出し、市役所の所定の古紙置場(ごみ集積倉庫)へ搬出した。

(7) こうして、市役所8Fの倉庫にあった会計帳簿は、平成4年3月30日の作業において、不要な物として市役所第一庁舎西側にある所定の古紙置場へ搬出された後、翌31日通常の清掃手順により市の清掃工場に搬入されて焼却されたものである。

○ 誰かが処分を指示したのか。

・ 長野市から、倉庫を空の状態にして明け渡すように求められていたため、当時の山口オリンピック局長は当時の組織委員会に対しその旨を伝えていた。そのような状況の中で帳簿が処分されたものである。

○ 帳簿問題については招致委員会の問題であるわけであるが、招致委員会に交付金を交付した県の立場から見て、帳簿が処分されたことは会計上問題はないのか。

・ また、各年度の事業終了後、事業報告、決算書、及び総会資料を添付した実績報告書が県に提出されている。
 ・ 招致委員会の毎年度の決算は適正な監査を受け、公開の総会で報告・承認されているし、解散の際には清算人も選定し、適正な監査が実施されている。
 ・ 交付金については一般的に帳簿の保管条件を付けていないが、この件に関しては招致が実現するか不確定なため、当面の保管条件を付したものであり、通常は付していないものなので、招致が実現して招致委員会が解散した時点で保管義務も消滅しており、特段問題はない。
 ・ 以上のことから、県の財務会計上問題はないものと考えられる。

○ 任意団体に対する交付金には、通常保存条件は付していないということだが、帳簿の保管義務はないということでのよいのか。

(・ そのとおり。

○ この問題について告発があったが、検察庁はどのような判断をしたのか。

・ 7年3月28日に地検の不起訴処分の決定があった。

(結論)

本件事実は、刑法258条の公用文書毀棄罪の構成要件に該当しないので、不起訴処分とする。

(理由)

(1) 事実認定

招致委員会の会計帳簿は、招致委員会解散後、長野市役所第2庁舎8階倉庫に段ボールに入れて平成4年3月30日まで保管されていたが、当時、招致委員会の事務方幹部の間には監査終了後に帳簿を廃棄するという認識があり、組織委員会の婦人会館への移転時に不要なものとして廃棄されたものと思われる。

なお、知事、市長がこの廃棄に関与した事実は認められない。

(2) 法的解釈

ア 招致委員会は公務所か

招致委員会は権利能力なき社団であり、市や県の事務とは別個の事務を行う任意団体である。そこに勤務する職員も組織・団体の位置付けからして公務員ではない。

解散後、清算終了までについても、同様に解されるところであり、招致委員会は公務所ではない。

イ 本件帳簿は公用文書か

まず、招致委員会が公務所でないので、招致委員会の文書・会計帳簿もこの意味で公用文書ではない。5年保存の交付条件については、交付金交付の時点では招致事務がいつ完了するのか予想しがたいことから便宜的に補助金の例に倣って付されたものであって、招致が実現した以上この目的は達成されたものと解し、保管義務は無くなっているものと解する。

したがって、この意味でも招致委員会の文書は公用文書ではない。

- 法的には問題ないとしても、解散後、なぜそんなにすぐ帳簿を処分しなければならなかったのか釈然としない。

1つの大きな仕事が終わって、招致委員会の主だったメンバーもNAOCのメンバーに順次移行しており、時間の経過の中でなし崩し的に組織自体が変わっていた。その中で引っ越しが行われることになり、倉庫を空にしなければならないなどの状況下においてそのような判断がなされたということである。

- 帳簿処分の理由となったプライバシーの問題とは。

オリンピック招致は様々な方々の協力をいただいて成功したが、外国の委員も含め、そういった皆さんの個人情報はどうするかということで検討されていたようである。

- 法律的に問題はないようだが、県民の間には釈然としない気持ちが残っている。県は道義的な問題としてどのように受け止めているのか。(花岡総務部長答弁)

・ I O C、J O Cの最終的な判断も出て、これでこの問題については決着がついたものと受け止めている。
 今回のオリンピック招致に係る一連の問題について、これを教訓として今後の県政の運営に万全を期してまいりたいと考えているので、委員の皆さんにもよろしく御指導の程をお願いしたい。

- 長野オリンピックは長野にとって大きな宝物である。これをいかに100%生かすかということが大切である。かといってこの問題を解決しないわけにはいかないのできちんとしてほしい。

【中島委員】

- 長野オリンピックの招致問題については、この総務委員会で2月にも審議したところであるが、最近街宣車が市内を回っており、それによると調査委員会を設置する方針があるかのような内容が放送されている。

しかし、2月議会の際、調査委員会設置という声もあった中で、3月のI O C、J O Cの調査結果も見ながら、この総務委員会が責任を持って対応していこうということを確認したはずである。

ここで、再度その方針を確認いただきたい。

【太田委員長】

- ただいまの中島委員の発言のとおり、この場で確認するということでよいか。

(異議なしの声)

- ただいまの中島委員の発言のとおり確認した。

株式会社八十二銀行への証拠保全申立に至る経緯

- 平成 16 年 10 月、「長野県」調査委員会が、(株)八十二銀行に対し、長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細開示を依頼したのに対し、(株)八十二銀行は、長野県、長野市、山ノ内町、白馬村の総意による開示請求を求めた。
- 平成 16 年 11 月、「長野県」調査委員会から長野県に対し、(株)八十二銀行から長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細を入手してほしい旨の依頼。
- 平成 16 年 12 月、長野市長、山ノ内町長、白馬村長に対し、知事名文書により、長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細開示について同意を求めると、3市町村長からは、帳簿紛失問題について調査の必要はないとの趣旨が回答され、同意書は提出されなかった。
- 平成 17 年 1 月、(株)八十二銀行に対し、本県単独で請求できる旨のリーガルオピニオンを付した知事名文書により、長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細開示を依頼するも、(株)八十二銀行は、長野県、長野市、山ノ内町、白馬村の総意による開示請求を求め、同意を得られず。
- 平成 17 年 1 月、(株)八十二銀行に対し、知事名文書により、長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細開示を再度依頼するも、(株)八十二銀行は、長野市、山ノ内町、白馬村から、長野県に対し開示しても異論がない旨の同意を得るよう求め、同意を得られず。
- 平成 17 年 2 月、長野市長、山ノ内町長、白馬村長に対し、知事名文書により、長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細開示について長野県単独で権利を行使することへの同意を求めると、3市町村長からは、異議ありの回答。
- 平成 17 年 3 月、(株)八十二銀行に対し、知事名文書により、長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細開示を再々依頼するも、(株)八十二銀行は、長野県、長野市、山ノ内町、白馬村の総意による開示請求を求め、同意を得られず。
- 平成 17 年 4 月、長野県、「長野県」調査委員会と(株)八十二銀行とで話し合い協議を行い、改めて長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細開示を要請するも、(株)八十二銀行は、長野県、長野市、山ノ内町、白馬村の総意による開示請求を求め、同意を得られず。
- (株)八十二銀行が長野冬季オリンピック招致委員会関係口座の異動明細の開示に応じないことから、長野県が(株)八十二銀行に対して証拠保全を行なうことを決定し、県の代理人である松葉謙三弁護士、嘉村孝弁護士が7月4日に長野地方裁判所へ証拠保全の申し立ての申請を行った。長野地方裁判所は証拠保全の申立を認め、7月11日に証拠保全決定を行い、7月20日に証拠保全の手続きが行なわれた。

平成17年2月10日

「長野県」調査委員会 殿

株式会社 八十二銀行

貴調査委員会より、過日、頂戴しました「長野冬季オリンピック招致委員会会計帳簿焼失に関わる調査」に関連する弊行関係者への質問事項を取り纏めましたのでご回答いたします。

回答は、貴調査委員会よりいただきました質問項目にそって、弊行に在籍している該当者からヒアリングした内容を記載いたしました。

なお、本回答内容につきましては、プライバシーおよび銀行に課せられています守秘義務にご配慮のうえ、お取扱いをお願いいたします。

1. 会計監査に携わった者の回答

A. 「長野オリンピック招致委員会の中山監事さんのご指示で、実際に同招致委員会の監査実務を担当しておられた方」に拝聴したい事項

①平成元年度・2年度の監査手順は、どのようなものでしたか？

回答：「かなり古いことで記憶がほとんどありませんが、監査方法は領収書と伝票および帳簿を突合せて、最終で帳簿残高と通帳残高の一致を確認したと思います。

監査は、長野市役所で行いました。

監査内容は金額の正確性が中心でしたが、金額のほかには用途等についても記述があったと記憶しています。」

②平成3年度の、同招致委員会の解散時の監査手順は、上記①と同じでしたか？

回答：「はっきりとした記憶はありませんが、同じであったと思います。」

③その時、帳簿はどの程度ご覧になりましたか？

回答：「従来の監査と同様で、特別に詳しく見たことばなかったと思います。」

④支出記入帳に、不自然な点はありませんでしたか？

回答：「特段、記憶に残っていることはありませんが、大口の支出を指しているのであれば、それも不自然と感じた記憶はありません。」

⑤中山監事さんには、どのような報告をなさいましたか？

回答：「問題はない旨報告したと思います。」

2. バーミンガム総会に随行した2名の回答

(1) バーミンガムで出納を担当したものの回答

B. 「長野オリンピック招致委員会の依頼で、平成3年6月当時、バーミンガム総会に随行なさった方」に拝聴したい事項

①同招致委員会の当時の幹部の方からのお話では、「バーミンガム総会に必要な巨額の資金

を、外貨（現金）に換え持ち込んだ。バーミンガムホテルでの、手元現金の受け払いなどの管理を、随行の八十二銀行の職員に頼んだ。」と承っております。

このような「手元現金の受け払いなどの管理」を依頼されたのは、あなたでしょうか？

回答：「食事代等の諸経費の出納を担当しました。諸経費として1万ドル相当あったと思います。」

② そうだとすると、同招致委員会の誰から依頼を受けましたか？

回答：「何人かで担当しましたが、招致委員会のメンバーのチーフが責任を持っていたと思いますが、誰から依頼されたかは、覚えていません。」

③ 持ち込んだ通貨はドル？ ポンド？ およその金額は？ 持ち込みの方法は？

回答：「事前に預かった通貨はドルで、ポンドに両替したと思います。金額は1万ドル程度でドル現金を持っていったように記憶しています。」

④ その管理は、どのようにしておられましたか？

お一人で？ 現金と領収書と引き換え？ 記帳などは？

回答：「3～4人で交代して管理したと思います。現金は領収書等と引き換えに渡し、毎日、帳簿と現金を突合せていたと記憶しています。」

⑤ 帰国時に、残金は幾らぐらいありましたか？

その残金の帰国時の持ち込み方は？ 残金の返却は、誰にどのような形で？

回答：「交代で担当しており、残金の額は承知していませんでしたし、残金は招致委員会の責任者の方が持ち帰ったものと思いますが、状況は承知していません。」

⑥ あなたの渡航旅費・宿泊費などの費用は、どなたの負担でしたか？

回答：「銀行の負担だったと思います。」

⑦ あなたのご承知の範囲外のこともかもしれませんが、関連して、

・その外貨を、どうやって調達しましたか？

・それを、渡航の何日ぐらい前に、招致委員会の誰に渡しましたか？

についてご存知であれば、お聞かせください。

回答：「存じません。」

(2) バーミンガムで総務、接待を担当した者の回答

B. 「長野オリンピック招致委員会の依頼で、平成3年6月当時、バーミンガム総会に随行なさった方」に拝聴したい事項

① 同招致委員会の当時の幹部の方からのお話では、「バーミンガム総会に必要な巨額の資金を、外貨（現金）に換え持ち込んだ。バーミンガムホテルでの、手元現金の受け払いなどの管理を、随行の八十二銀行の職員に頼んだ。」と承っております。

このような「手元現金の受け払いなどの管理」を依頼されたのは、あなたでしょうか？

回答：「現地での役割は接待担当でしたので、現金の受け払いや、その管理には携わっていませんでした。」

② そうだとすると、同招致委員会の誰から依頼を受けましたか？

回答：「お応えしたとおり、現金の管理に携わっておらず、依頼はありませんでした。」

③ 持ち込んだ通貨はドル？ ポンド？ およその金額は？ 持ち込みの方法は？

回答：「承知しておりません。」

④ その管理は、どのようにしておられましたか？

お一人で？ 現金と領収書と引き換え？ 記帳などは？

回答：「携わっていませんでしたので、全く承知していません。」

⑤ 帰国時に、残金は幾らぐらいありましたか？

その残金の帰国時の持ち込み方は？ 残金の返却は、誰にどのような形で？

回答：「この件についても承知していません。」

⑥ あなたの渡航旅費・宿泊費などの費用は、どなたの負担でしたか？

回答：「銀行の出張命令で渡航し、費用は銀行負担だったと記憶しています。」

⑦ あなたのご承知の範囲外のこともかもしれませんが、関連して、

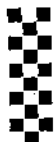
・その外貨を、どうやって調達しましたか？

・それを、渡航の何日ぐらい前に、招致委員会の誰に渡しましたか？

についてご存知であれば、お聞かせください

回答：「承知していることは何もありません。」

以上



Olympus Aulus Olympus

COMITÉ INTERNATIONAL OLYMPIQUE

Monsieur
Tatsuya IWASE
Comité d'enquête du département de
Nagano
Préfecture de Nagano
3808570 Japon

Lausanne, le 4 avril 2005
Réf. No. 0421/2005/HMS/esh

Objet : Comité d'enquête du département de Nagano (Japon)

Monsieur,

Revenant sur vos correspondances relatives à l'objet précité, le Comité International Olympique a l'honneur de porter à votre connaissance ce qui suit :

Une requête émanant du Comité d'enquête du département de Nagano (Japon) est considérée comme un acte relevant des pouvoirs publics. Pour qu'un tel acte puisse être accompli sur le territoire de la Confédération Suisse, Etat du siège du Comité International Olympique, il est indispensable que la requête en question soit expressément autorisée par les autorités suisses compétentes et qu'elle soit notifiée au Comité International Olympique selon une procédure d'entraide conforme au droit international en vigueur. Ces conditions n'étant pas remplies en l'espèce, le Comité International Olympique regrette de ne pouvoir entrer en matière sur l'objet de la requête précitée. En effet, le Comité International Olympique, ses organes et agents ne sauraient s'exposer au risque de tomber sous le coup de l'article 271 du Code pénal suisse, qui réprime les actes exécutés sans droit sur le territoire suisse pour des pouvoirs publics étrangers et expose leurs auteurs ou ceux qui auront favorisé de tels actes à des peines d'emprisonnement et, dans les cas graves, de réclusion.

En vous remerciant d'ores et déjà de votre compréhension, nous vous prions d'agréer, Monsieur, l'expression de notre considération très distinguée.

Howard STUPP
Directeur des affaires juridiques

IOCの座標軸上に描かれた、いくつかのベクトルの大きさを計算し、最も効率の良い方向に持って行く。従ってそのベクトルの方向は、ベクトルの種類によって、かなり違って行く。それが、IOCがころころ変わると言われる現象となって見える。しかし本来の基本としての、座標自体は一切変えていないのである。ベクトル同志の争いを静観して、その方向だけを最後に決める、それがIOCのビジネスの行動規範である。

座標軸を尊重しつつ、しかし実際の運営は、ベクトルの努力として、続行していかなければならない。方向を予想しつつ、これがOCとしての最善の方法であった。

あらゆる場面で、この総会準備に携わった人々からIOCのいい加減さを耳にし、小生自身もそのことによって、自信を失うことしばしばであった。

しかし、オリンピックの理念という言葉は捕えようのない代物を、戦戦恐恐とした現代化の進行するこの時代に、その価値を保ちながら、現代に適用させるには、この戦略以外にありえないという見方もできると思う。

立候補都市取り扱いの方針の最終的取り決めは、前述した経過の中から生まれたものである。

IOCの柔軟性を以上のように把握して、交渉を進めることによって、相互の信頼関係を築くことができれば、最終的な実行段階で、特に即決即行が要求される現場では、貴重な武器となる。会場設営の重要な変更等のIOC事務局長との呼吸が修羅場くぐりを可能にしたのである。

交渉の相手

基本的には、IOC事務局長のツウィフェル女史が、総会の準備運営全ての実権を握っており、総会開催の現場まで、この構造は変わらなかった。

組織委員会側の各部門に対応する責任者というものがあるが、実際に総会が始まる直前には現われたが、これもこちら側が想像していたような、その部門に全部の責任を持つような形ではなく、ツウィフェル事務局長が命令した範囲のみを実行するだけのスタッフであった。従って、決められたこと以外の問題が起こると、その都度同事務局長に相談し、決を求めることが必要になった。

従って、IOCとの交渉、連絡というものは、全てIOC事務局長がそのカウンターパートとなった。

'96立候補都市問題に関する Zweifel 事務局長との基本的了解事項

1. 宿泊

立候補都市に対する正式割当部屋数は40部屋。

それ以外の部屋の要求については、IOC、OCとも干渉せず、ホテルが商業ベースで行うことと理解する。

2. レセプションとパーティ

公式に立候補都市が、レセプションを行うことはできない。

ただし、20名以下の小さな会合を開催することは、認める。

3. 事務スペース

代表団が、代表団のために、代表団による、代表団の事務スペースを設けることは、これを認める。

4. 以上について、立候補都市がそのスペースを確保するために、ホテルと交渉することについては、干渉をしないが、そのスペースは、なるべく新高輪に取ることをホテルには要望する。

以上、7月22日(日)午前10時25分からのZweifelとの会議によって、春日が確認したものである。

交渉の基礎

総会準備運営の基礎は、そもそもオリンピック憲章の別冊の「国際オリンピック委員会の諸会議」の章の規定にあった(1985年版憲章までは、「通達」となっており、それ以降憲章から外れ、IOCに別冊が届いていなかった。これが憲章別冊であることが分かったのは1990年3月の事務局長との東京会議の時である。)。しかし、1989年の12月のローザンヌでのツウィフェル事務局長との会議では、同事務局長が、自ら作成した「IOC総会ガイド」がパンフレット形式で用意されており、これが細部にわたるマニュアルとして、定義された。憲章別冊と矛盾する場合には、ガイドが優先するというのを、事務局長が明言している。

従って、12月のローザンヌ会談以降は、この別冊とガイドが基本的に理解された上で、全ての話し合いが進められることが必要であった。

(貸出)

科目	当初予算額 円	取崩額 円	子孫額 円	決算額 円	差引予算 残額 円	説明
専当費	102,190,000	2,520,000	104,620,000	103,244,107	1,375,893	
田内費	21,500,000	△1,630,000	21,690,000	21,391,227	298,773	
広域費	14,300,000	770,000	15,070,000	14,876,454	132,546	下尾田パンフレットの 作成費
委託経費	9,200,000	△	6,680,000	6,514,773	165,227	委託団体行合や経費等
田外費	78,600,000	4,330,000	82,930,000	81,852,890	1,077,120	
広域費	30,400,000	2,720,000	33,120,000	32,968,979	151,021	棚田と尾田パンフレット 等の作成費 海外で利用パッチ等の制 作費
田外費	48,200,000	6,360,000	54,560,000	48,883,911	5,676,089	IOC・JIP各町並み等 における招致活動費 IOC・JIP委員等に対 する招致活動費
招致費	26,000,000	△4,750,000	20,250,000	19,424,663	825,337	南河内IOI協会経費
田外費	22,200,000	△	22,200,000	22,200,000	△	
招致費	47,900,000	2,520,000	45,380,000	42,860,061	2,519,939	
招致費	9,000,000	△600,000	8,400,000	8,515,144	684,856	
田外費	9,800,000	△400,000	9,200,000	8,515,144	684,856	協会、実行委員会、宣伝 等経費
専当費	38,100,000	△1,920,000	36,180,000	34,344,917	1,835,083	
招致費	19,400,000	△4,390,000	14,810,000	14,692,674	117,326	東洋製紙所の経費
田外費	18,700,000	2,670,000	21,370,000	19,852,243	1,717,757	名古屋事務所の経費
招致費	(2,842,037)		5,231,599	(85,558)	(85,558)	名古屋の作成、販出等経 費
田外費	150,000,000	0	150,000,000	149,255,767	684,233	
合計	149,421,306	△578,695	148,842,611	148,335,767	506,845	

収入総額149,421,306円ー支出総額578,695円＝剰余金 148,842,611円(財団法人日本体育
協会へ寄付)

2 名古屋オリンピック招致委員会決算書

名古屋オリンピック招致委員会歳入歳出決算書

科目	当初予算額 円	取崩額 円	差引増減額 円	説明
分当金	112,000,000	112,000,000	0	名古屋 49,000,000円 愛知県 49,000,000円 岐阜県 7,000,000円 三重県 7,000,000円
借入金	20,000,000	20,040,956	40,956	オリンピック招致委員会 より借入
寄付金	15,000,000	15,270,000	270,000	民間寄付金
貸入金	3,000,000	1,725,229	△1,274,771	預金利息等
雑収入	3,000,000	1,725,229	△1,274,771	不用品品置法等
合計	150,000,000	149,421,306	△578,695	

平成 2 年 3 月 30 日

長野県歯科医師会
会長 草 薙 雄 進 殿

長野県スポーツ振興協力会
本部長 夏 目 幸 一 郎

長野県スポーツ振興協力会募金に関する件

貴会よりご寄附頂きました長野県スポーツ振興協力会募金については
今後貴会傘下の会員の方からは頂きません。

平成 2 年 4 月 5 日

会 員 殿

長野県歯科医師会
会長 草 薙 雄 進



長野県スポーツ振興協力会募金に関する件

この募金は 1998年長野冬季オリンピック招致に係る寄付金であり、本会が一括して寄付してありますので今後会員先生方への募金はありません。

IOC委員へのプレゼント品試算価格(判明分のみ)(1)

氏名	国	訪問回数	プレゼント名	試算価格
ルクセンブルク大公	ルクセンブルク	2回	パールネックレス	50,000円
			カメラ	16,800円
ラジャ・パリンドラ・シン	インド	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ジャン・ド・ポーモン	フランス	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
アレクサンドル・シベルコ	ルーマニア	3回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ウィリー・ダウメ	ドイツ	3回	パールネックレス	50,000円
			カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
サイド・ウジリ・アリ	パキスタン	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
レジナルド・アレクサンダー	ケニア	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
アーメド・エルダーメルダシ・トニー	エジプト	1回	ウォークマン	18,500円
			時計	10,000円
ウロジミルシ・レチェク	ポーランド	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
モハメド・ベンジェルン	モロッコ	2回	ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ラウル・ペレイラ・デ・カストロ将軍	ポルトガル	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ジョアン・アベランジェ	ブラジル	2回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
			カメラ	16,800円
マーク・ホドラー	スイス	11回	カメラ	16,800円
			ビデオカメラ	128,000円
			ウォークマン	18,500円
			腕時計	10,000円
			ウォークマン	18,500円
			電子手帳	28,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
アレクサンドル・ド・メロード殿下	ベルギー	3回	ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
シルビオ・デ・マガリャエス・パディーリャ将軍	ブラジル	1回	カメラ	16,800円
ゲンナー・エリクソン	スウェーデン	4回	ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
モハメド・ムザリ	チュニジア	2回	ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ファン・アントニオ・サマランチ	スペイン	7回	ビデオカメラ	128,000円
			スカーフ	7,900円
			ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
			カメラ	16,800円
ヤン・スタウボ	ノルウェー	2回	カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ジェームズ・ウォーラル	カナダ	3回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
アウグスティン・カルロス・アロイヨ	エクアドル	4回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円

IOC委員へのプレゼント品試算価格(判明分のみ)(2)

氏名	国	訪問回数	プレゼント名	試算価格
レイモンド・ガフナー	スイス	6回	パールネックレス	50,000円
			ウォークマン	18,500円
			ネクタイ	5,700円
			カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ルイ・ギュランドウ・ディアエ	コートジボアール	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ビルジリオ・デ・レオン	パナマ	2回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
			カメラ	16,800円
モーリス・エルゾーグ	フランス	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ピタリ・スミルノフ	ソ連	4回	スカーフ	7,900円
			ウォークマン	18,500円
			カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ペドロ・ラミレス・バスケス	メキシコ	3回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
			カメラ	16,800円
アントニオ・ブリッジ	ジャマイカ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
マヌエル・ゴンザレス・グエラ	キューバ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
アシュウイニ・クマール	インド	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ケバムバイ	セネガル	5回	ウォークマン	18,500円
			カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ダウィ・チュラサブ	タイ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
エデュアルド・ハイ	メキシコ	4回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
			カメラ	16,800円
モハメド・ゼルギニ	アルジェリア	2回	ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
マツス・ウィルヘルム・カールグレン	スウェーデン	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ケビン・オーフラナガン	アイルランド	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ペテル・タルベリ	フィンランド	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ホセ・バラリノ・ベラシエルト	ウルグアイ	2回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
			ネクタイ	5,700円
バシル・モハメド・アタラブルシ	リビア	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
リチャード・ケバン・ゴスパー	オーストラリア	4回	ウォークマン	18,500円
			電子手帳	28,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ニールス・ホルスト・ソレンセン	デンマーク	3回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ラミネ・ケイタ	マリ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ゲルマン・リーケホフ	ブルトリコ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
フィリップ・フォン・シエラー	オーストリア	2回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ダダン・スプラヨギ	インドネシア	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ルネ・エソムバ	カメルーン	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円

IOC委員へのプレゼント品試算価格(判明分のみ)(3)

氏名	国	訪問回数	プレゼント名	試算価格
ユー・スン・キム	朝鮮民主主義 人民共和国	2回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
リチャード・パウンド	カナダ	5回	パールネックレス	50,000円
			ウォークマン	18,500円
			ネクタイ	5,700円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ウラジミール・セルヌサク	チェコスロバキア	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ニコラス・フィラレトス	ギリシャ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ビルヨ・ハグマン夫人	フィンランド	2回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ツェンリヤン・ヘ	中華人民共和國	5回	パールネックレス	50,000円
			ウォークマン	18,500円
			カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ギュンター・ハインツ	ドイツ	2回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
フロール・イサバ・フォンセカ夫人	ベネズエラ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ファヒド・アラマド・アルサバ殿下	クウェート	3回	ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
フィリップ・ウォルター・コールス	オーストラリア	3回	電子手帳	28,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
イボン・ディボス	ペルー	2回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
メアリー・アリソン・グレンヘイグ夫人	イギリス	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
アナニ・マッティア	トーゴ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ロック・ナポレオン・ムニョス・ペーニャ	ドミニカ共和国	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
バル・シュミット	ハンガリー	5回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ	5,700円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
リヒテンシュタイン・ノラ王女	リヒテンシュタイン	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
デビッド・S・シバンツェ	スワジランド	2回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
アンリ・E・オルフェミ・アデホープ	ナイジェリア	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
フランシスコ・J・エリザルデ	フィリピン	3回	パールネックレス	50,000円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
カルロス・フェレル	スペイン	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ロバート・H・ヘルミック	アメリカ	2回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
モナコ・アルベール皇太子	モナコ	2回	カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
キム・ウンヨン	大韓民国	6回	カメラ	16,800円
			ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
ランピス・W・ニコラウ	ギリシャ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
アニタ・L・デフランツ	アメリカ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ジャン・クロード・ガンガ	コンゴ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
スロボダン・フィリポビッチ	ユーゴスラビア	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円

IOC委員へのプレゼント品試算価格(判明分のみ)(4)

氏名	国	訪問回数	プレゼント名	試算価格
アントン・ヘーシク	オランダ	2回	腕時計	10,000円
			カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
セルル・ポール・ウォールワーク	西サモア	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
イワン・スラフコフ	ブルガリア	3回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
			ネクタイ	5,700円
アン女王	イギリス	3回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
フィデル・メンドーサ	コロンビア	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ランポール・ルヒー	モーリシャス	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
タイ・ウィルソン	ニュージーランド	3回	カメラ	16,800円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
			ネクタイ	5,700円
チン・クオ・ウ	チャイニーズ・タイペイ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
マラト・ウラジミロビッチ・グラモフ	ソ連	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ボリスラフ・スタンコオビッチ	ユーゴスラビア	2回	ウォークマン	18,500円
			ネクタイ・スカーフ	13,600円
シナン・エルデム	トルコ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
ウィリー・カルシュミット・ルハン	グアテマラ	1回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
フランシス・ウェレ・ニヤングウェツ	ウガンダ	2回	ネクタイ・スカーフ	13,600円
			ネクタイ	5,700円
ロベルト・ペパー	アルゼンチン	1回	カメラ	16,800円

合計 3,106,700円